

- 区立高齢者住宅(けやき苑)
- 区営住宅 ●改良住宅
- 都営住宅(地元割当)

募集のご案内

(対象：板橋区に居住している方)

募集戸数	区立高齢者住宅(けやき苑)	一人～二人向	1 戸
	区営住宅	二人以上向	10 戸
	改良住宅	一人～二人向	1 戸
		二人以上向	1 戸
	都営住宅(地元割当)	一人～二人向	2 戸
		二人以上向	3 戸
三人以上向		1 戸	

募集日程	令和8年5月21日(木)から	申込方法によって詳細が異なります。
------	----------------	-------------------

オンライン申込	郵送申込
<p>【申込期間】 令和8年5月21日(木)～6月3日(水)</p> <p>★申込番号に応じて申請フォーム(LoGoフォーム)が異なります。詳細は本書3ページを参照してください。</p> <p>★抽せん番号は、 令和8年6月18日(木)メールで送信予定です。</p>	<p>【申込期間】 令和8年5月21日(木)～5月29日(金)</p> <p>★申込書は 令和8年5月21日(木)～6月3日(水)までに板橋区役所に届いたものに限り受け付けます。</p> <p>★抽せん番号は、 令和8年6月18日(木)はがきで発送予定です。</p>

- (1) 申込むには、所得などの制限があり、それぞれ一定の資格が必要です。2ページ以降で必ずご確認ください。
- (2) 区立高齢者住宅申込用(みどり色)、区営住宅申込用(もも色)、改良住宅申込用(き色)、都営住宅申込用(みず色)の4種類の申込書がついています。資格があれば複数の種類の申込みができます。
- (3) 都営住宅公募に申込みれる方も、この募集に申込みることができます。

抽せん日	<p>令和8年7月3日(金) 13:30～14:30頃まで</p> <p>板橋区役所本庁舎北館5階 504会議室で公開抽せんを行います。</p>
------	---

抽せん結果の通知	<p>【オンライン申込の方】 令和8年7月17日(金)メール送信予定</p>	<p>【郵送申込の方】 令和8年7月17日(金)はがきで発送予定</p>
----------	---	---

申込みのできる住宅の種類について

資格があれば、複数の種類の申込みができますので、下記の表をご覧ください。
 なお、資格については、それぞれのページで必ず確認してください。

申込みのできる住宅の種類	申込番号	対象世帯	区内居住年数(申込者)	対象となる方
区立高齢者住宅 (けやき苑)	1	一人～二人向	申込期間に継続して3年以上 区内居住	65歳以上の方
区営住宅	2	二人以上向	申込期間に継続して1年以上 区内居住	同居親族がいる方
改良住宅	3	一人～二人向	申込期間に継続して1年以上 区内居住	〈1人で申込みの場合〉 60歳以上の方など
	4	二人以上向		同居親族がいる方
都営住宅 (地元割当)	5・6	一人～二人向	〈1人で申込みの場合〉 申込期間に継続して3年以上区内居住	〈1人で申込みの場合〉 60歳以上の方など
	7・8・9	二人以上向	申込期間に区内居住	〈2人で申込みの場合〉 申込期間に区内居住
	10	三人以上向		同居親族がいる方

申込みにあたっての注意

● 申込みは、住宅の種類別（区立高齢者・区営・改良・都営別）にそれぞれ1世帯につき1通です。

次のような申込みは**すべてが無効**となります。

- ・ 申込書2通以上
- ・ オンライン申込2つ以上
- ・ 申込書とオンライン
- ・ 世帯構成や人数を変えて、同一人の氏名が2つ以上の申込みにあるとき

● 申込み後の申込番号、申込者、同居親族の変更は**できません**。

婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入・入力してください。

- 他の募集（公的住宅を含む）ですでに審査に合格、登録されている方も申し込めます。ただし、今回の募集で当選された場合は、どちらか一方を選択していただきます。
- 令和8年5月の都営住宅に申し込まれた方も、この募集に申し込めます。
- 申込みは、郵送かオンライン申込のみになります。
- 窓口での申込みは受付けていません。

申込方法（オンライン）

- (1) 申込フォーム（LoGoフォーム）にアクセスしてください。
申込フォーム（LoGoフォーム）は申込番号により異なります。

申込番号 1	区立高齢者住宅(けやき苑) https://logoform.jp/form/Rwxz/1543266	
申込番号 2	区営住宅 https://logoform.jp/form/Rwxz/1543268	
申込番号 3・4	改良住宅 https://logoform.jp/form/Rwxz/1543272	
申込番号 5～10	都営住宅(地元割当) https://logoform.jp/form/Rwxz/1543280	

- 【申込可能期間：令和8年5月21日（木）0時00分～6月3日（水）23時59分】
最終受付は、令和8年6月3日（水）23時59分までです。
※上記の時間を過ぎると、申込フォームにアクセスできなくなります。

- 申込フォームは、以下の動作環境での動作確認をしています。

Windows	Microsoft Edge / Google Chrome / Mozilla Firefox
MacOS	Safari / Google Chrome / Mozilla Firefox
Android	Google Chrome
iOS / iPadOS	Safari / Google Chrome

※LoGoフォームはガラパゴス携帯（フィーチャーフォン）には対応していません。

- (2) 募集開始日から申込みできます。

- ①LoGoフォームにアクセス
- ②フォームの質問項目に従い、必要事項を入力
※「ログインして申請する」は任意です。「新規アカウント登録」からアカウント登録をしておくと、次回申請する際に登録内容が自動入力されるので便利です。
- ③申請ボタンをクリックして終了。送信完了メールが届きます。

申込方法（郵送）

1. 申込書に必要事項を記入のうえ、**2か所に85円切手**をはってください。
→記入例36～44ページをご覧ください。
※切手ははっていないもの、不足しているものは、抽せん番号等の通知はしません。
 2. 定められた封筒に申込書を入れ、**1～3種類の申込書なら110円切手をはって、4種類の申込書なら180円切手をはって、必ず郵送してください。**
- ※ 申込書には、申込番号に○印を記入する欄が3か所あります。
1つの欄に2つ以上の○印を記入したり、不統一な記入、記入もれ等がありますと無効となります。
- ※ 申込書は、黒のボールペン又は黒のペンで記入してください。消せるボールペンや鉛筆は使用不可です。



※令和6年10月1日から郵便料金に変更になっておりますので、ご注意ください。

<主な旧料金との差額切手の組み合わせ例>

種類・新料金	旧料金	種類・新料金	旧料金
定型郵便物 (50g以内) 110円	84円	通常はがき 85円	63円
	94円		
定型外郵便物規格内 (100g以内) 180円	140円	速達(250g以内) 300円	260円

MEMO

申込みから入居まで (区立高齢者住宅・区営住宅・改良住宅)

【オンライン申込の方】

申込期間：令和8年5月21日(木) 0時00分～
6月3日(水) 23時59分
6月3日(水)までにLoGoフォームで
申込完了したものに限り受け付けます。

【郵送申込の方】

申込期間：令和8年5月21日(木)～
6月3日(水)
までに板橋区役所に届いたものに限り
受け付けます。

抽せん番号の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年6月18日(木)メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年6月18日(木)はがき発送予定

公開抽せん会

令和8年7月3日(金)
時 間：13時30分開始～14時30分終了(予定)
場 所：板橋区役所本庁舎北館5階 504会議室
結果発表：同日18時頃から、住宅政策課窓口
に当せん番号を掲示する予定です。
また、区のホームページ
(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>)でも結果を掲載します。
※新聞等の紙上での発表はありません。※電話による問い合わせはお断りします。

抽せん結果の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年7月17日(金)メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年7月17日(金)はがき発送予定

資格審査対象者(当せん者)

補欠者

落せん者

審査書類説明会

令和8年8月上旬(予定)
※会場・日時は、別途ご案内します。

入居資格審査

必要な書類を板橋区役所に持参していただき、面接により審査します。
※審査場所(板橋区役所本庁舎北館5階 14番)
●区立高齢者住宅……住宅政策課窓口 ☎03-3579-2187
●区営住宅・改良住宅……(株)東急コミュニティー窓口 ☎03-5943-5006

合格者

失格者

住宅のあっせん

入居の説明を行います。

住宅の内覧

住宅の内覧(下見)は、指定の期間中に1回のみ行うことができます。(平日のみ)

入 居

- ① 入居手続きは、使用許可日の約1週間前に行います。
- ② 保証金(使用料の3か月分)と緊急連絡人が必要です。
使用許可日から15日以内に引っ越しをしてください。

申込み後、住所の変わる方へ

- 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、はがき（抽せん番号のお知らせ等）を受け取れるようにしてください。板橋区都市整備部住宅政策課および板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口にも連絡されても住所変更はいたしません。
- 資格審査対象者および補欠者となられた方は、はがきに、①令和8年5月募集 ②申込番号 ③抽せん番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名を記入して、下記住所へ必ずお送りください。
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口あて

公開抽せん会

抽せんは、抽せん会場に来場された申込者の立会いのもとに行います。当日会場においてにならなくてもさしつかえありません。

補欠者の繰り上げ

- 資格審査により失格者が出た場合、補欠者を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
- 補欠の有効期限は、今回の募集の月の初日から1年間（令和9年4月30日まで）となります。
- 繰り上げ審査を行うときは、必ず板橋区都市整備部住宅政策課または板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口から連絡いたします。

板橋区パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 板橋区パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和6年2月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も二人以上向の住宅の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは、「板橋区パートナーシップ宣誓制度」の他、「東京都パートナーシップ宣誓制度」により受領証等を受けたパートナーシップ関係にある方も含みます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、入居資格審査のときに板橋区又は東京都のパートナーシップ宣誓制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

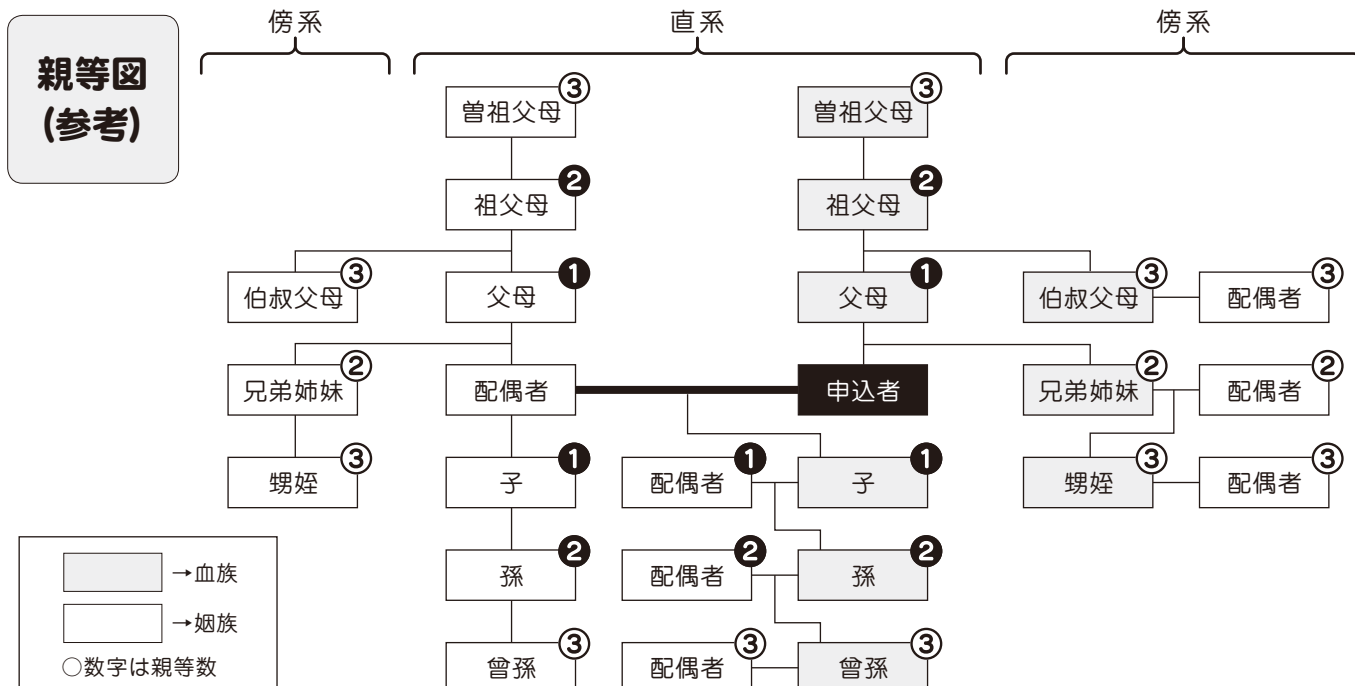
入居資格に関する基準日一覧表

次ページ以降の入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026年	令和 8年	5月21日から6月3日まで
在留実績1年以上	2025年	令和 7年	6月 4日以前から日本に在留している
区内に1年以上居住	2025年	令和 7年	6月 4日以前から板橋区に居住している
区内に3年以上居住	2023年	令和 5年	6月 4日以前から板橋区に居住している
16歳以上、23歳未満	2003年 2010年	平成15年 平成22年	5月23日以降の生まれから 6月 4日以前の生まれまで
18歳未満・未成年者	2008年	平成20年	5月23日以降の生まれ
20歳未満	2006年	平成18年	5月23日以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18歳に達する日以降の最初の3月31日 までの間にある者)	2008年	平成20年	4月 2日以降の生まれ
成年者	2008年	平成20年	6月 4日以前の生まれ
57歳以上	1969年	昭和44年	6月 4日以前の生まれ
60歳以上	1966年	昭和41年	6月 4日以前の生まれ
65歳未満	1961年	昭和36年	6月 5日以降の生まれ
65歳以上	1961年	昭和36年	6月 4日以前の生まれ
70歳以上	1956年	昭和31年	6月 4日以前の生まれ

民法改正に伴う申込資格の変更について

民法の一部改正により令和4年4月1日から、成年の年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い、4月以降の募集から、18歳以上の方が申込資格を有することになりました。



募集する区立高齢者住宅（けやき苑）

区立高齢者住宅一覧は下記の通りです。

階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、住宅をあっせんします。

〔一人～二人向〕 9～10ページの入居資格に該当する方に限ります。

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
1	1戸	1	大谷口上町 けやき苑 大谷口上町84-5	東上線/大山駅/ 徒歩約20分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	1DK 40.1㎡	23,800 ～ 35,400	有	平成15

※ 成増、小豆沢けやき苑は今回募集を行いません。

※ あき家状況は、令和8年5月1日現在の状況です。

区立高齢者住宅（けやき苑）とは

区立高齢者住宅とは、高齢者のみの世帯を対象として、下記のような設備等をそなえた民間の住宅を区が借上げた集合住宅です。

- この住宅には、手すりや緊急通報システムなど的高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室などの入居者の利便施設も併設されています。
このほか、主な設備は次の通りです。
自動火災報知器、給湯システム、冷暖房機、玄関インターホン、エレベーター、ガスコンロ
- この住宅には、入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために生活援助員を配置しています。

区立高齢者住宅(けやき苑)の入居資格(1人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **1** です。

※ 必ず区立高齢者住宅(けやき苑)の申込書(みどり色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 65歳以上の配偶者のいない単身者であること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者・パートナーを含む。)がないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がないこと。ただし、次にあてはまるときは申込みできます。
同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

3 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得金額 0円～2,568,000円

* 所得金額は、給料の支給額、年金の受給額とはちがいます。くわしくは、26～32ページをご覧ください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 現にけやき苑に入居している方は申込みできません。

5 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

区立高齢者住宅(けやき苑)の入居資格(2人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 申込番号 **1** です。

※ 必ず区立高齢者住宅(けやき苑)の申込書(みどり色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に継続して3年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、区立高齢者住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が板橋区内に継続して3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 申込者が65歳以上であること

3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に区立高齢者住宅(けやき苑)に入居する親族です。
同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること
(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

現に同居し、または同居しようとする65歳以上の親族がいること。ただし、配偶者はおおむね60歳以上(申込期間に57歳以上の方)です。

- (1) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 婚約者・パートナー(入居手続きの時までに入籍できること。)
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
 - ウ 独立して生計を営む3親等内の血族または姻族であること。
- (2) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み。
 - イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- (3) 内縁関係の場合、住民票で「末届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。
ただし、死亡の場合を除きます。

4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得金額 0円～2,948,000円

* 所得金額は、給料の支給額、年金の受給額とはちがいます。くわしくは、26～32ページをご覧ください。

5 住宅に困っていること

申込者および同居親族が9ページ「4 住宅に困っていること」にあてはまることをお確かめください。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

募集する区営住宅

区営住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込むことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。その際あき家のない住宅を希望することもできますが、次の募集までにあき家が発生しない場合は、あっせんすることはできません。

※ あっせんするあき家住宅は、主に建設後37～51年の耐火住宅です。

※ 申込世帯に身体障がい者、高齢者のいる世帯でも下層階をあっせんできるとは限りません。

※ 12～13ページの入居資格に該当する方に限ります。

(二人以上向) ※ 単身者は申込みません。

■ 浴槽はすべてついています。

■ 原則として、車いす使用者、身体障がい者、高齢者に配慮した設備は設けていません。

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
2	10戸	1	赤塚三丁目アパート 5号棟 赤塚3-28-5	東上線/成増駅/ 徒歩約8分	3DK 50.9㎡ ～ 61.5㎡	28,200 ～ 54,500	-	昭和57
		-	赤塚三丁目アパート 11号棟 赤塚3-27-11				有	昭和52
		1	徳丸二丁目 第2アパート 徳丸2-16-1	東上線/東武練馬駅/ 徒歩約10分			-	昭和57
		1	舟渡二丁目 第3アパート 2号棟 舟渡2-33-2	埼京線/浮間舟渡駅/ 徒歩約15分			有	昭和58
		1	舟渡二丁目 第3アパート 7号棟 舟渡2-33-7				-	昭和58
		1	高島平七丁目アパート 高島平7-41-1	三田線/新高島平駅/ 徒歩約10分			有	昭和50
		1	舟渡一丁目 第2アパート 舟渡1-7-21	埼京線/浮間舟渡駅/ 徒歩約3分			有	昭和62
		1	西台三丁目アパート 1号棟 西台3-20-1	三田線/西台駅から バス「南西台」下車 徒歩約3分			有	昭和61
		2	西台三丁目アパート 2号棟 西台3-13-2				有	平成1
		1	前野町三丁目 第2アパート 前野町3-53-1	三田線/本蓮沼駅/ 徒歩約12分			有	平成6

※ 常盤台四丁目第2アパート、小茂根一丁目住宅、志村坂下住宅、仲宿住宅は今回公募を行いません

※ あき家状況は、令和8年5月1日現在の状況です。

区営住宅の入居資格(二人以上向)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **2** です。

※ **必ず区営住宅の申込書(もも色)をご使用ください。**

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、区営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者(特別永住者を含む。)およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に区営住宅に入居する親族です。
同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫(または妻)」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
(7ページの親等図をご参照ください。)
※ 2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません(出生、死亡の場合を除く)。

3 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、27ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
⇒26～32ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件															
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。															
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。															
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。															
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 オ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）															
	心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者															
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。															
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。															
公営住宅等	住宅が狭い	<p>お住まいの住宅の住戸専用面積が下表の入居資格基準表にあてはまること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">入居資格基準表</th> <th rowspan="6" style="vertical-align: top; padding-left: 10px;">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</th> </tr> <tr> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積（壁芯）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">30㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">40㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">50㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">57㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6人</td> <td style="text-align: center;">66.5㎡未満</td> </tr> </tbody> </table>	入居資格基準表		壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	2人	30㎡未満	3人	40㎡未満	4人	50㎡未満	5人	57㎡未満	6人	66.5㎡未満
入居資格基準表		壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。															
居住人数	住戸専用面積（壁芯）																
2人	30㎡未満																
3人	40㎡未満																
4人	50㎡未満																
5人	57㎡未満																
6人	66.5㎡未満																

※ 木造または簡易耐火構造、もしくは浴室のない公的な住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

募集する改良住宅

改良住宅一覧は下記の通りです。

あき家状況欄に数字の記載されている住宅にあっせんできるあき家があります。

いずれの住宅も住宅名および階層を指定して申込みことはできません。

抽せんの結果、資格審査対象者(当せん者)として登録された方に、登録された順に住宅をあっせんします。その際あき家のない住宅を希望することもできますが、次の募集までにあき家が発生しない場合は、あっせんすることはできません。

〔一人～二人世帯向〕

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
3	1戸	-	やよい住宅 弥生町16-4	東上線/中板橋駅/ 徒歩約5分	-	-	有	平成15
		1	かみちょう住宅 大谷口上町58-5	東上線/大山駅/ 徒歩約20分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約6分	1DK 39.9㎡	23,700 ~ 35,400	有	平成18
		-	かみちょう住宅二号館 大谷口上町61-5	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	有	平成19
		-	かみちょう住宅三号館 大谷口上町61-7	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	無	平成20

〔二人以上世帯向〕

申込番号	募集戸数	あき家状況(戸)	住宅名所在地	主な交通機関	間取り専用面積	標準的な使用料(円)	エレベーター	建築年
4	1戸	-	やよい住宅 弥生町16-4	東上線/中板橋駅/ 徒歩約5分	-	-	有	平成15
		1	かみちょう住宅 大谷口上町58-5	東上線/大山駅/ 徒歩約20分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約6分	2DK 50.0㎡	29,300 ~ 44,300	有	平成18
		-	かみちょう住宅二号館 大谷口上町61-5	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	有	平成19
		-	かみちょう住宅三号館 大谷口上町61-7	東上線/大山駅/ 徒歩約19分 「水道タンク前」バス停 から徒歩約5分	-	-	無	平成20

*** 改良住宅とは ***

住宅地区改良事業の施行に伴い、その居住する住宅を失うことにより住宅に困窮する従前居住者が入居するための賃貸住宅です。

使用することができる方が使用せず、又は使用しなくなった場合に公募を行います。

改良住宅の入居資格（1人で申込む場合）

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込番号 **3** です。

※ 必ず改良住宅の申込書（き色）をご使用ください。

申込期間に、次の1～7のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して1年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して1年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含まれます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となるときは申込みできます。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

60歳以上	60歳以上であること。
身体障がい者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。
単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障がい者	知的障がい者で上記「単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること。
戦傷病者手帳受給の障がい者	戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者であること。
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（区内居住が1年未満でも可）
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護が終了してから5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、27 ページの所得基準表に応じた所得基準の範囲内であること。
⇒26～32 ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。 →入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	60歳以上の高齢者であること。
	心身障がい者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、あるいは浴室のない公営住宅に入居されている方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みことができます。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

改良住宅の入居資格(2人以上向)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 申込番号**3・4**です。

※ 必ず改良住宅の申込書（き色）をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に引き続き1年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、改良住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が申込みの日まで引き続き板橋区内に1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に改良住宅に入居する親族です。
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) ア 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「末届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「4 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。（7ページの親等図をご参照ください。）
※ 2親等内の直系血族・姻族……申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

3 所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、27ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。⇒26～32ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者・パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 オ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が改良住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が13ページの入居資格基準表にあてはまること。

※ 木造または簡易耐火構造、もしくは浴室のない公的な住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

申込みから入居まで（都営住宅〔地元割当〕）

【オンライン申込の方】

申込期間：令和8年5月21日（木） 0時00分～
6月3日（水）23時59分
6月3日（水）までにLoGoフォームで
申込完了したものに限り受け付けます。

【郵送申込の方】

申込期間：令和8年5月21日（木）～
6月3日（水）
までに板橋区役所に届いたものに限り
受け付けます。

抽せん番号の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年6月18日（木）メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年6月18日（木）はがき発送予定

公開抽せん会

令和8年7月3日（金）
時 間：13時30分 開始～14時30分 終了（予定）
場 所：板橋区役所本庁舎北館5階 504 会議室
結果発表：同日 18 時頃から、住宅政策課窓口に当せん番号を掲示する予定です。
また、区のホームページ
（<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>）でも結果を掲載します。
※新聞等の紙上での発表はありません。※電話による問い合わせはお断りします。

抽せん結果の 通知

【オンライン申込の方】

令和8年7月17日（金）メール送信予定

【郵送申込の方】

令和8年7月17日（金）はがき発送予定

資格審査対象者（当せん者）

補欠者

落せん者

入居資格審査

必要な書類を板橋区役所に持参していただき、面接により審査します。
※審査場所（板橋区役所本庁舎北館5階 ⑭番） ☎03-3579-2187

合格者

失格者

合格者の通知

合格者全員が確定した時点で通知します。

- ・申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。
棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・住宅の使用許可日（入居）は令和8年12月～令和9年8月頃までの予定です。
あき家の点検や補修等の都合により、令和9年9月以降になる場合もあります。

次ページにつづく

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内

使用許可日の約1か月前に発送

- 使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号・住宅の下見期間等をお知らせします。
- 入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認のうえ、必要書類を期日までにご返送ください。
- 保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- 入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または、1法人）が必要です。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡の取れる拠点を常設している法人
- 連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。（平日のみ）

入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りいたしますので、管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

入居 使用許可日から15日以内に引越してください。

※補欠で待機いただく方についてはこちらのスケジュールとは異なる場合があります。

申込み後、住所の変わる方へ

- 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、はがき（抽せん番号のお知らせ等）を受け取れるようにしてください。住宅政策課に連絡されても住所変更はいたしません。
- 資格審査対象者および補欠者となられた方は、はがきに、①令和8年5月募集 ②申込番号 ③抽せん番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名 を記入して、〒173-8501 板橋区板橋2-6 6-1 板橋区役所都市整備部住宅政策課（地元割当窓口）あてに必ずお送りください。

補欠者の繰り上げ

- 資格審査により失格者が出た場合、抽せん補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
- 資格審査を行い、登録予定者数に達しましたら、繰り上げとならなかった方への通知を住宅政策課から差し上げます。

募集する都営住宅（地元割当）

今回の募集は、あき家入居登録者を募集するものです。

あき家入居登録者とは、おことう1年間に発生が予想されるあき家住宅への入居予定者として登録され、あき家が発生する都度あっせんされる方をいいます。

住宅のあっせんは、令和8年12月～令和9年8月頃までの予定です。あき家が見込みどおり発生しないときは、令和9年9月以降になる場合もあります。

都営住宅（地元割当） 22～25ページの入居資格に該当する方に限ります。

申込番号	入居人数	募集戸数	住宅名 (主な所在地)	主な交通機関	間取り 専用面積	標準的な 使用料 (円)	エレベーター	建築年	備考
5	1～2人	1	板橋幸町 (幸町45-5ほか)	東武東上線「大山駅」 徒歩約10分	1DK 32～34㎡	18,700 ～ 39,800	有	平成20 ～ 平成26	バリアフリー 仕様
6	1～2人	1	西台 (高島平9-1)	都営三田線「西台駅」 徒歩約5分	2DK 35㎡	19,200 ～ 37,800	有	昭和45	スーパー リフォーム (平成22)
7	2人以上	1	西台 (高島平9-1)		3DK 38㎡	21,100 ～ 41,500	有	昭和45	スーパー リフォーム (平成23～24)
8	2人以上	1	前野町四丁目第5 (前野町4-15)	都営三田線「志村坂上駅」 徒歩約15分	2DK 47㎡	27,300 ～ 54,300	有	平成19 ～ 平成22	バリアフリー 仕様
9	2人以上	1	坂下二丁目第2 (坂下2-10)	都営三田線「連根駅」 徒歩約7分	2DK 53㎡	30,200 ～ 59,300	有	平成7	バリアフリー 仕様
10	3人以上	1	幸町 (幸町45-20ほか)	東京メトロ有楽町線・副都心線 「要町駅」から 国際興業バス「幸町」 徒歩約4分	3DK 58㎡	32,100 ～ 63,000	無	昭和61 ～ 平成2	

※注) 以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。

○ バリアフリー仕様

おおむね平成3年度以降に建設した浴槽・給湯器付きの住宅で、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができる措置が講じられた住宅です。また、ほとんどの住宅の浴室、玄関などに手すり等が設置されています。このバリアフリー仕様住宅には、障がい者・高齢者以外の方も申込みできます。

○ スーパーリフォーム仕様

昭和40年代に建設した住宅の内部のリフォーム（間取りの変更、室内段差の解消、設備の改善）を行ったものです。居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。また、スーパーリフォームを実施した年度を記載しています。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

都営住宅(地元割当)の入居資格(1人で申込む場合)

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。 **申込番号 5・6**です。

※ 必ず都営住宅〔地元割当〕の申込書(みず色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 板橋区内に継続して3年以上居住していること

- (1) 板橋区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む。)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者およびパートナーを含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転動もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	
	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	
	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満	

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

資格区分	資格要件
60歳以上	60歳以上であること。
身体障がい者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。
単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。)であること。
単身知的障がい者	知的障がい者で上記「単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること(区内居住が3年未満でも可)。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。)から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内。 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内。

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、27 ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。
所得の計算方法は、26～32 ページでお確かめください。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後 2 か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。
ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20% 以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	60 歳以上であること。
	心身障がい者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障がい者
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公営住宅等	通勤時間が長い	通勤時間が片道 90 分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間が片道 60 分以上かかれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障がい者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅及びバリアフリー仕様住宅のみです。（21 ページの申込住宅の備考欄でお確かめください。）

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

都営住宅(地元割当)の入居資格(2人以上で申込む場合)

※年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」申込番号5・6・7・8・9・10です。
でお確かめください。

※必ず都営住宅〔地元割当〕の申込書(みず色)をご使用ください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が板橋区内に居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が、板橋区内に居住する成年者(18歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人(親)の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者(「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」)
 - ウ 中長期在留者(イ以外の在留資格)※ただし申込期間において在留実績が1年以上あること

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者
 - イ 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫(または妻)」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方(課税証明書で扶養関係が確認できること。)
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が21ページの高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
 - ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、相父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者(7ページ親等図の黒丸数字の範囲)
 - 3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者(7ページ親等図のすべての範囲)
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込みをした後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、27ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法は、26～32ページでお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅(U R賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等)の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件																		
U R賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃(共益費を除く。)の負担月額が、世帯の年間総収入額(事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。)を月額に換算した額の20%以上であること。																		
	U R・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにU R・公社からの証明書等で証明できることが必要です。																		
	ひとり親世帯(父子・母子世帯)	申込者が配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)婚約者およびパートナーを含む。)のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。																		
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)婚約者およびパートナーを含む。) イ おおむね60歳以上の方(申込期間に57歳以上の方) ウ 18歳未満の児童																		
	心身障がい者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者(愛の手帳の場合は総合判定で(1度~3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者																		
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。																		
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。																		
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表にあてはまること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">入居資格基準表</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th rowspan="4">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>30㎡未満</td> <td>5人</td> <td>57㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>40㎡未満</td> <td>6人</td> <td>66.5㎡未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>50㎡未満</td> <td>7人</td> <td>76㎡未満</td> </tr> </tbody> </table>	入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満
	入居資格基準表	居住人数		住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含まれません。													
		2人		30㎡未満	5人	57㎡未満														
3人		40㎡未満		6人	66.5㎡未満															
4人		50㎡未満	7人	76㎡未満																
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。																			
居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障がい者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです(21ページの申込住宅の備考欄でお確かめください。)																			

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、派遣、パート、アルバイトなどの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

28～29ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

30ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

また、個人年金は、税法上雑所得であり年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

31ページをご覧ください

所得金額計算上の注意

- ① 計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については所得金額を0円とします。
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
 - ・退職金等の一時的な所得
- ② 退職・廃業している場合
申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。なお、令和8年7月末までに、「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。
- ③ 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

2 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額) - (★32ページ下表(B)の特別控除金額)
	() - ()
	() - ()
	() - ()
合計	

★特別控除金額
所得金額から差し引いてください。
詳しくは32ページをご覧ください。

★32ページ上表(A)の特別控除金額

あなたの家族の所得金額

- =

3 家族数は何人ですか？

① 所得基準表の家族数とは



出産する予定であっても申込みのとき生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。

★遠隔地扶養者数とは
 申込みの住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

② 申込みをする家族数とは

実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所得金額			
	区立高齢者住宅・区営住宅・都営住宅		改良住宅	
	一般区分	特別区分	一般区分	特別区分
1人	0円～189.6万円	0円～256.8万円	0円～136.8万円	0円～166.8万円
2人	0円～227.6万円	0円～294.8万円	0円～174.8万円	0円～204.8万円
3人	0円～265.6万円	0円～332.8万円	0円～212.8万円	0円～242.8万円
4人	0円～303.6万円	0円～370.8万円	0円～250.8万円	0円～280.8万円
5人	0円～341.6万円	0円～408.8万円	0円～288.8万円	0円～318.8万円
6人	0円～379.6万円	0円～446.8万円	0円～326.8万円	0円～356.8万円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の特別区分とは…

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

① 心身障がい者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者

イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

② 60歳以上の世帯

申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

ア 60歳以上

イ 18歳未満の児童

③ 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がいること。

④ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

⑤ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）。

⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

給与所得

申込期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含まれます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の仕事を始めた日が令和7年1月1日以前で、令和7年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

● 仕事先が1か所の場合

㊦ 給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円差し引いた額を申込書の所得金額欄に記入してください。

● 仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の㊦ 支払金額を合計してから、次ページ表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

令和7年分 給与所得の源泉徴収

支払を受ける者		住所又は原簿		[受給者番号]		[税番号]		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計						
控除対象配偶者の有無等	配偶者の控除額	控除（配偶者を除く）	養育費の控除	基礎控除	65歳未満控除	65歳以上控除	その他		
有	有	有	有	有	有	有	有		
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額					
円				円					

※ 源泉徴収票がない場合は、令和7年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

2 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日以降で、仕事を始めてから申込期間までの間に休職期間がない。

令和8年4月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから12か月たっていない場合は、次ページ表1㊦のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

3 申込期間には復職しているが、令和7年1月から申込期間までの間に休職期間があった。

令和8年4月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

復職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1㊦のとおり、復職後の収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

4 会社に在籍しているが、申込期間に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

2～4 計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した事業については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。
事業を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に合計してください。

1 現在の事業を始めた日が令和7年1月1日以前で、確定申告をしている。

令和7年分の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

〈第一表〉

所得金額等	事業等	①				1	4	8	8	8	0	0
	農業	②										
	不動産	③										
	利子	④										
	配当	⑤										
	給与	⑥										
	公的年金等	⑦										
	業務	⑧										
	その他	⑨										
	⑦から⑨までの計	⑩										
	総合譲渡・一時 ⑩+{(⑦+②)×1/2}	⑪										
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫				1	4	8	8	8	0	0

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
住宅 太郎	12月	800,000 円
	⑩ 専従者給与(控除)額の合計額	円

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を28～29ページの計算式にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。申込書の所得金額欄に記入してください。

2 上記1以外の場合。下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

①営業した年月	収入	必要経費	所得金額
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
年 月	-	-	=
合計	か月(A)	所得金額計	円(B)
③	(B) 所得金額計		
	(A) 営業した月数	×12=	12か月分の所得金額

計算上の注意

- ① 営業した月数
- ② 所得金額の計算
 - ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
 - ・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和7年1月1日以前のときは、令和7年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。なお、入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
 - ・現在の事業を始めたのが令和7年1月2日以降のときは、令和8年4月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。
- ③ 12か月分の所得金額の計算

現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

計算した「申込み住宅の所得金額」を申込書の所得金額欄に記入してください。

年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。また、個人年金は、税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に合計してください。

年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、年金収入額（年間予定額）を所得金額に換算してください。

入居資格審査のときには受け取っている年金の「年金証書」「年金振込通知書」（申込月の支給額がわかるもの）等が必要です。

1 年金を受け取り始めたのが、令和6年12月以前で、すべての年金額に変更がない

「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額をお確かめください。

2 年金を受け取り始めたのが、令和7年1月以降、または年金額に変更があった

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ)	姓 氏名	
区分	支 払 金 額	
所得税法第20条の3第1号・第4号適用分	円	
所得税法第20条の3第2号・第5号適用分	円	
所得税法第20条の3第3号・第6号適用分	円	
所得税法第20条の3第3号適用分	円	
本人		
種別 障害者	その他の 障害者	ひとり親 世帯
源泉徴収対象 配偶者	氏名	

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書(写し)

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたのでお知らせします。(決定・変更理由等は次ページでご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
合計年金額	1,200,000円

すべての年金の支払金額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、「申込み住宅の所得金額」に換算してください。
年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください

年金収入額を「申込み住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	→ 税法上の所得金額	→ 申込み住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	

※「申込み住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

計算した「申込み住宅の所得金額」を申込書の所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受けられる方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
② 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

※ 年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

1 の特別控除金額の合計 万円 26 ページの特別控除金額 **(A)** へ

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方 ----- 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

- ・ 公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・ 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・ 年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者・パートナーがいない場合をいいます。
- ・ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

2 の特別控除金額の合計 万円 26 ページの特別控除金額 **(B)** へ

入居についてのご注意 区立高齢者住宅(けやき苑)・区営住宅・改良住宅 共通

- ① 入居手続き
 - 入居手続きの際に保証金として、住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
 - 入居にあたり緊急連絡人1名が必要となります。
 - 緊急連絡人の主な資格 ア 使用予定者及びその同居人（以下「使用予定者等」）でないこと。
 - イ 使用予定者等の六親等内の血族または三親等内の姻族であること。
 - ウ 東京都内に住所を有した成年者（18歳以上）であること。
 - ※ ア～ウの確認のため、住民票、戸籍謄本等の提出が必要となります。
 - 入居手続きについて、大幅に書類の提出が遅れることや、連絡が何度も取れない時は、入居の意思が認められないと判断し、失格とする場合があります。
- ② 使用料の決定
 - 使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。募集住宅の一覧には、「一般区分」の場合の使用料を掲載しています。「特別区分」（27ページを参照）の所得基準で入居される方は、掲載した使用料を超える場合もあります。
 - 入居後の使用料は、毎年6月の収入報告により収入を認定し、翌年4月からの使用料を決定します。
- ③ 共益費
住宅によっては使用料のほかに共益費が必要となります。
- ④ 犬・猫等の飼育禁止について



犬・猫等ペットの飼育はできません。ご了承ください。

区営住宅・改良住宅についてのご注意

- ① 使用承継（名義変更）について
住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。
- ② 駐車場
住宅によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。住宅内の路上駐車は禁止されていますので、住宅内駐車場が確保できなかった方は住宅外の駐車場をお探してください。

区立高齢者住宅(けやき苑)についてのご注意

- ① 駐車場はありません。
- ② 各戸にトイレ、浴室（浴槽付）があります。
- ③ 介護サービスや配食サービスなどはありません。
- ④ 入居手続きの際に、緊急連絡先及び介護認定状況等の調査表を提出していただきます。
- ⑤ 高齢者の方の安全を配慮して緊急通報システムが設置してあります。
- ⑥ 押しボタンを押された時や、万一動けなくなった時のための緊急通報システムが作動した時には、警報が鳴り、生活援助員が入居者の部屋を訪問するなどして、安否を確認します。応答が無い場合は、部屋の鍵をあけ、立ち入ることもありますのでご了承ください。
- ⑦ ガスストーブ・石油ストーブ・火ばちを使うことはできません（各住宅には冷暖房用のエアコンがあらかじめ1台設置してあります）。
- ⑧ 民間オーナーが建設した集合住宅を板橋区が借り上げた住宅です。オーナーとの契約の借上期間が終了するときは、住宅を返還することになります。
なお、借上期間終了時に区が管理する他の住宅等に移転をお願いする場合があります。

都営住宅（地元割当）についてのご注意

- ① 今回募集する住宅は、すでに空いている住宅ではありません。
現在お住まいの方がいますので、内覧はできません。
- ② 予定使用料について
都営住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。21ページの標準的な使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の一般世帯の使用料のうち、最低金額と最高金額を掲載しています。また「特別区分」（27ページ参照）の所得基準で入居される方は最高金額を超える場合もあります。
- ③ 共益費・自治会費について
団地によっては使用料のほかに共益費が必要になります。
自治会には、入居するすべての方に加入していただきます。使用料・共益費のほかに、自治会費用が掛かり、このお支払いはすべての入居者の義務になります。
- ④ 駐車場について
団地によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しく下さい。
- ⑤ 犬・猫等の飼育禁止について

！ 犬・猫等ペットの飼育はできません。ご了承ください。
- ⑥ 使用承継（名義変更）について
都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。
- ⑦ 都営住宅に居住したことがある方について
以前に都営住宅にお住まいであった方で、使用料等に未納分のある方は、資格審査までに未納分をお支払いいただきます。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



区立高齢者住宅の申込書(表)の書き方

※区立高齢者住宅の申込番号は**1**で、申込書は**みどり色**です。

申込書(みどり色)

日付をご記入ください。

令和8年5月 区立高齢者住宅〔けやき苑〕使用申込書

令和8年5月22日

(宛先) 東京都板橋区長

私は、東京都板橋区立高齢者住宅条例に基づく高齢者住宅を使用したいので、申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

入居審査にあたり、申請者(同居者を含む。)の住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み等は、申込みが無効となります。

受付印 ※記入しないで下さい。

申込番号 1. 一人～二人向 抽せん番号 番 ※記入しないで下さい。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者・パートナーも含む)を書いてください。
※ここに書かれた方以外は入居できません。

1 申込者について(※この欄に記入された方が区立高齢者住宅使用許可の名義人になります。)

郵便番号	173-8501		板橋区	板橋	2-66-1
現住所	板橋 様方(註)アパート 201号室				
自宅電話	03-5678-1234		自宅不在時連絡先電話	03-3579-2165	
フリガナ	ジュウタク		タロウ		大正(昭和)
氏名	住宅 太郎		生年月日	24年9月1日	
個人番号	当選した場合に記入します				
住宅に入ろうとする人数(申込者本人も含む)	2人	区内居住年数	4年	申込者の年齢	満76歳

職業をはっきり、具体的に書いてください。(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

2 区立高齢者住宅に入居しようとするすべての世帯員について

住宅に入ろうとする世帯(親族)の構成						
フリガナ氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業	年収額		申込日現在の勤務先の名称所在地及び電話番号等
				収入金額	所得金額	
申込者	本人		無職	2,400,000円	1,200,000円	名称所在地電話番号 厚生年金受給 就職(開業)年月日
住宅 京子 妻	大(註) 主婦	29年5月1日(72歳)		1,000,000円	0円	名称所在地電話番号 厚生年金受給 就職(開業)年月日
同居者個人番号	当選した場合に記入します					
特別控除金額	△		円	特別控除対象者の氏名	種類	
差引所得金額	1,200,000円			入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)		0人

個人番号(マイナンバー)は、当選した場合に記入します。申込時には記入不要です。

26～32ページで計算した所得金額を記入します。

32ページを参照26ページで計算する。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

※ 裏面の書き方は44ページを参照

太線内を書いてください。

！ 必ず 85円切手 をはってください。
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

外側にして折ってください(切りはなさないこと)

郵便はがき

173-8501

必ずはって
ください。
85
円切手
を

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

申込番号 1. 一人～二人向 抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課
電話 (3579) 2187

高 太線内を書いてください。
(切りはなさないこと)

郵便はがき

郵便はがき

173-8501

必ずはって
ください。
85
円切手
を

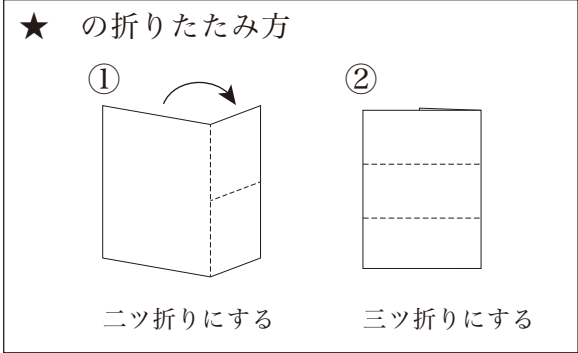
住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

申込番号 1. 一人～二人向 抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課
電話 (3579) 2187

高 太線内を書いてください。



区営住宅の申込書(表)の書き方

※区営住宅の申込番号は**2**で、申込書はもも色です。

申込書(もも色)

日付をご記入ください。

令和8年5月 区営住宅 使用申込書

令和8年5月22日

(宛先) 東京都板橋区長

私は、東京都板橋区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、申し込みます。
 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
 また、許可の上は、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。
 暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
 入居審査にあたり、申請者(同居者を含む。)の住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み等は、申込みが無効となります。

受付印 ※記入しないで下さい。

申込番号 2. 二人以上向 抽せん番号 番 ※記入しないで下さい。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者・パートナーも含む)を書いてください。

※ここに書かれた方以外は入居できません。

1 申込者について(※この欄に記入された方が区営住宅使用許可の名義人になります。)

郵便番号	173-8501	個人番号	当選した場合に記入します
現住所	板橋区板橋2-66-1 板橋荘101号室	区内在住年数	10年
フリガナ氏名	ジュウタク 住宅 氏名 太郎	生年月日	大正(昭和)平成 52年9月2日 満(48)歳
電話番号	自宅 03(1234)5678 携帯・職場等 03(3579)2187		

2 区営住宅に入居しようとするすべての世帯員について

フリガナ氏名個人番号	続柄	生年月日	収入金額	所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等
申込者	本人		収入金額 円 2,386,998	所得金額 円 1,488,800	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 板橋工業(株) 所在地 板橋区板橋1-2-3 電話番号 03-3579-2187 勤務(開業)年月日 H2年4月1日
個人番号	当選した場合に記入します				職業	会社員
ジュウタク ヨシコ 住宅 良子	妻	大昭(平成) 53年3月10日 満(48)歳	収入金額 円	所得金額 円	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日
個人番号	当選した場合に記入します				職業	主婦
ジュウタク タカシ 住宅 隆子	子	大昭(令和) 20年7月10日 満(17)歳	収入金額 円	所得金額 円	老人・(特定)他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 東板橋高校 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日
個人番号	当選した場合に記入します				職業	高校生
個人番号	当選した場合に記入します				職業	
個人番号	当選した場合に記入します				職業	
個人番号	当選した場合に記入します				職業	
個人番号	当選した場合に記入します				職業	
所得基準判定	世帯員全員の年間所得金額の合計(A)			1,488,800 円	住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)	
	特別控除の額の合計(B)			250,000 円	0人	
	差引所得金額(A)-(B) ※入居所得基準判定額			1,238,800 円		

※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。

26~32ページで計算した所得金額を記入します。

個人番号(マイナンバー)は、当選した場合に記入します。申込時には記入不要です。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

32ページを参照 26ページで計算する。

職業をはっきり、具体的に書いてください。(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

※ 裏面の書き方は44ページを参照

太線内を書いてください。



必ず 85円切手 をはってください。
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

郵便はがき

必ずはって
ください。
85
円切手
を

1 7 3 8 5 0 1

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

申込番号 2. 二人以上向 抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口
電話 (5943) 5006

区 太線内を書いてください。

(切りはなさないこと)

郵便はがき

必ずはって
ください。
85
円切手
を

1 7 3 8 5 0 1

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

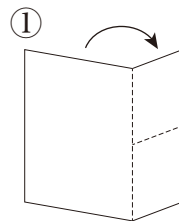
申込番号 2. 二人以上向 抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口
電話 (5943) 5006

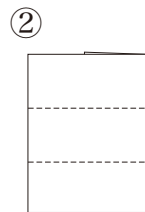
区 太線内を書いてください。

外側にして折ってください(切りはなさないこと)

★申込書の折りたたみ方



二ツ折りにする



三ツ折りにする

改良住宅の申込書(表)の書き方

※改良住宅の申込番号は**3・4**で、申込書は**き色**です。

日付をご記入ください。

申込番号は14ページを参照し、3または4のうち1つの申込番号を選んで○印をつけてください。
不統一な記入、記入もれなどがあると無効となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者も含む）を書いてください。

※ここに書かれた方以外は入居できません。

26～32ページで計算した所得金額を記入します。

個人番号(マイナンバー)は、当選した場合に記入します。申込時には記入不要です。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

32ページを参照
26ページで計算する。

職業をはっきり、具体的に書いてください。
(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

申込書(き色)

令和8年5月 改良住宅 使用申込書

令和8年 **5月22日**

(宛先) 東京都板橋区長

私は、東京都板橋区改良住宅条例に基づく改良住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
入居審査にあたり、申請者(同居者を含む。)の住民票関係情報及び地方税関係情報の照会をされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み、申込番号の記入もれ等は、申込みが無効となります。
- 申込番号は、申込書の3か所の同じ番号に○印を記入してください。

申込番号
3. 一人～二人向
4. 二人以上向

受付印 ※記入しないで下さい。

抽せん番号 ※記入しないで下さい。 番

どちらかひとつに○印をつけてください

1 申込者について (※この欄に記入された方が改良住宅使用許可の名義人になります。)

郵便番号	173-8501	個人番号	当選した場合に記入します
現住所	板橋区 板橋2-66-1 板橋荘101号室	区内在住年数	10年
フリガナ	ジュウタク タロウ	大正(昭和)平成	
氏名	住宅 太郎	生年月日	52年9月2日 満(48)歳
電話番号	自宅 03(1234)5678 携帯・職場等 03(3579)2187		

2 改良住宅に入居しようとするすべての世帯員について

フリガナ氏名個人番号	続柄	生年月日	収入金額	所得金額	特別控除(○を囲む)	申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等
申込者	本人		収入金額 円 2,386,998	所得金額 円 1,488,800	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 板橋工業(株) 所在地 板橋区板橋1-2-3 電話番号 03-3579-2187 勤務(開業)年月日 H2年4月1日
個人番号	当選した場合に記入します				職業	会社員
ジュウタク ヨシコ	妻	大昭平令 53年3月10日 満(48)歳			老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日
住宅 良子	妻					主婦
個人番号	当選した場合に記入します					
個人番号	当選した場合に記入します					
個人番号	当選した場合に記入します					
個人番号	当選した場合に記入します					
個人番号	当選した場合に記入します					
所得基準判定	世帯員全員の年間所得金額の合計(A) 1,488,800 円				住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養) 0人	
特別控除の額の合計(B)	円				円	
差引所得金額(A)-(B) ※入居所得基準の判定額	円 1,488,800				円	

※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。

※ 裏面の書き方は44ページを参照

太線内を書いてください。

! 必ず 85円切手 をはってください。
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

外側にして折ってください(切りはなさないこと)

郵便はがき

173-8501

必ずはって
ください。
85
円切手
を

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

どちらかひとつに○印をつけてください

申込番号	3. 一人～二人向	抽せん番号	※記入しないで下さい。
	4. 二人以上向		

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口
電話 (5943) 5006

改 太線内を書いてください。
(切りはなさないこと)

郵便はがき

郵便はがき

173-8501

必ずはって
ください。
85
円切手
を

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

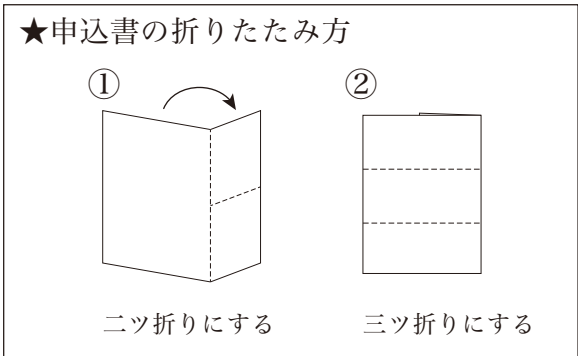
氏名 住宅 太郎 様

どちらかひとつに○印をつけてください

申込番号	3. 一人～二人向	抽せん番号	※記入しないで下さい。
	4. 二人以上向		

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課内 株式会社東急コミュニティー窓口
電話 (5943) 5006

改 太線内を書いてください。



都営住宅〔地元割当〕の申込書(表)の書き方

※都営住宅〔地元割当〕の申込番号は**5～10**で、申込書は**みず色**です。

日付をご記入ください。

申込番号は21ページを参照し、5・6・7・8・9・10のうち1つの申込番号を選んで○印をつけてください。
不統一な記入、記入もれなどがありますと無効となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者・パートナーも含む）を書いてください。

※ここに書かれた方以外に入居できません。

26～32ページで計算した所得金額を記入します。

年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

32ページを参照
26ページで計算する。

職業をはっきり、具体的に書いてください。
(会社員、派遣、パート、アルバイトなど)

申込書 (みず色)

令和8年5月 都営住宅(地元割当) 使用申込書

令和8年 **5月22日**

いづれかひとつに○印をつけてください

申込番号

5. 板橋幸町 (1～2人向)
6. 西台 (1～2人向)
7. 西台 (2人以上向)
8. 前野町四丁目第5 (2人以上向)
9. 坂下二丁目第2 (2人以上向)
10. 幸町 (3人以上向)

受付印 ※記入しないで下さい。

抽せん番号 ※記入しないで下さい。

番

(宛先) 東京都 板橋区長
私は、東京都営住宅条例に基づき都営住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

- 裏面も必ず記入してください。
- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み、申込番号の記入もれ等は、申込みが無効となります。
- 申込番号は、申込書の3か所の同じ番号に○印を記入してください。

1 申込者について (※この欄に記入された方が都営住宅使用許可の名義人になります。)

申	郵便番号	1 7 3 - 8 5 0 1	区内居住年数	10 年
込	現住所	板橋区 板橋 2-66-1 板橋荘 101号室		
者	フリガナ	ジュウタク タロウ	生年月日	大正・昭和・平成
	氏名	住宅 太郎		52年 9月 2日 満(48)歳
	電話番号	自宅 03 1234 5678	携帯・職場等	03(3579) 2187

2 都営住宅に入居しようとするすべての世帯員について

フリガナ氏名	続柄	生年月日	収入金額	所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日現在の勤務先又は学校の名称、所在地及び電話番号等	職業
申込者	本人		円 2,386,998	円 1,488,800	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 板橋工業(株) 所在地 板橋区板橋1-2-3 電話番号 03-3579-2187 勤務(開業)年月日 H2年4月1日	会社員
ジュウタク ヨシコ	妻	大昭和 53年3月10日 平令 満(48)歳	円	円	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日	主婦
		大昭和 年月日 平令 満()歳	円	円	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日	
		大昭和 年月日 平令 満()歳	円	円	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日	
		大昭和 年月日 平令 満()歳	円	円	老人・特定他障・特障 寡婦・ひとり親	名称 所在地 電話番号 勤務(開業)年月日	
所得基準判定	世帯員全員の年間所得金額の合計(A)		円 1,488,800			住居に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)	0人
	特別控除の額の合計(B)			円			
	差引所得金額(A)-(B)			円 1,488,800		※入居所得基準の判定額	

※注意 寡婦・ひとり親 控除額は、控除を受けようとする方の所得金額が上限になります。

※ 裏面の書き方は44ページを参照

太線内を書いてください。

郵便はがき

必ずはって
ください。
85
円切手
を

1 7 3 8 5 0 1

太線内を書いてください。

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

いずれかひとつに○印をつけてください

申込番号	5. 板橋幸町 (1~2人向)	申込番号	8. 前野町四丁目第5 (2人以上向)
	6. 西台 (1~2人向)		9. 坂下二丁目第2 (2人以上向)
	7. 西台 (2人以上向)		10. 幸町 (3人以上向)

〒173-8501
板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課
電話 (3579) 2187

※記入しないで下さい。

抽せん
番号

番

都

(切りはなさないこと)

郵便はがき

必ずはって
ください。
85
円切手
を

1 7 3 8 5 0 1

太線内を書いてください。

住所 板橋区 板橋 2-66-1
板橋荘 201号室

氏名 住宅 太郎 様

いずれかひとつに○印をつけてください

申込番号	5. 板橋幸町 (1~2人向)	申込番号	8. 前野町四丁目第5 (2人以上向)
	6. 西台 (1~2人向)		9. 坂下二丁目第2 (2人以上向)
	7. 西台 (2人以上向)		10. 幸町 (3人以上向)

〒173-8501
板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区都市整備部住宅政策課
電話 (3579) 2187

※記入しないで下さい。

抽せん
番号

番

都

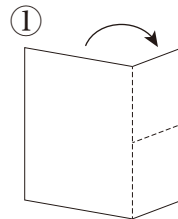


必ず 85円切手 をはってください。

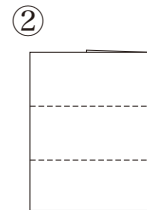
切手のはってないもの、不足しているものは抽せん番号や抽せん結果等の通知をしません。

申込番号は21ページを参照し、5・6・7・8・9・10のうち1つの申込番号を選んで○印をつけてください。不統一な記入、記入もれなどがあると無効となります。

★申込書の折りたたみ方



二ツ折りにする



三ツ折りにする

外側にして折ってください(切りはなさないこと)

各住宅申込書(裏)の書き方

各住宅申込書の紙色			
区立高齢者住宅	みどり色	改良住宅	き色
区営住宅	もも色	都営住宅(地元割当)	みず色

※例として、区営住宅の申込書(裏)を載せています。

申込書(もも色)

3 表面1の申込者の現在の同居親族数と、区営住宅に入居しようとする世帯員の人数について

現在、申込者を含め **2** 人で暮らしており、区営住宅には **1** 人で入居する予定です。

それぞれ人数を記入してください。

4 現在は同居しているが、区営住宅には入居しない方について

氏名	続柄	生年月日等	区営住宅に入らない理由
		大・昭・平・令 年 月 日 満()歳	
		大・昭・平・令 年 月 日 満()歳	

住宅に入らない方がいる場合は、記入してください。

5 現在は別居しているが、区営住宅に同居しようとする方について

氏名	続柄	生年月日等	区営住宅に同居する理由
		大・昭・平・令 年 月 日 満()歳	
		大・昭・平・令 年 月 日 満()歳	

同居しようとする方の住宅の種類 1. 借家等の賃貸住宅 2. 自分の持ち家 3. その他()

6 現在お住まいの住宅等の状況について

住宅の種類	1. 賃貸アパート・マンション	2. 戸建の借家	3. UR賃貸住宅	4. 公社住宅	5. 都民住宅
(該当する種類に○)	6. 区営住宅	7. 都営住宅	8. 親族の家	9. 自分の持ち家	10. その他()
間取り	(2) K DK LDK ※ 左のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計 (12) 畳				
家賃	月額 90,000 円 (共益費・駐車場代を除く)				

洋室などでも畳数に換算してください。

7 区営住宅に入居しようとする世帯員における土地や建物の所有者の有無について

1 土地の所有者がいます	2 建物の所有者がいます	3 土地・建物の両方の所有者がいます	4 いません
--------------	--------------	--------------------	---------------

あてはまるものに○をつけてください。

※「1~3」に○をつけた方は、次のア~ウのいずれかに○をつけてください。

- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取壊し予定。
- イ 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
- ウ アとイ以外の理由。

8 区営住宅に入居しようとする世帯員の収入の種類又は世帯員全体に収入がない場合の生活状況等について

収入がある方の氏名及び収入の種類		世帯員全員に収入がない場合の生活状況等
氏名	収入の種類(複数あてはまる場合は全てに○)	
住宅太郎	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他()	1. 生活保護を受給している。 2. 失業中である。 3. 仕送りや援助を受けている。 4. その他 (具体的にご記入ください。)
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他()	
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他()	
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他()	
	1. 給与 2. 事業所得 3. 年金 4. その他()	

収入の種類に○をつけてください。一人で2種類以上の収入がある場合はあてはまるもの全てに○をつけてください。

都営住宅の募集案内

【問い合わせ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
 〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山3F
 ☎ 03-3498-8894
 ☎ 03-6418-5571(テレホンサービス)

(1)【家族向・単身者向】年4回定期募集

募集時期	募集の内容	備考
5月上旬	家族向・単身向等【抽せん方式】	【抽せん方式】 抽せんにより使用予定者となる方を決める方式です。 抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。 【ポイント方式】 ひとり親・高齢者・心身障がい者・多子・特に所得の低い世帯を対象に、住宅困窮度を判定し、住宅困窮度が高い世帯から順に使用予定者を決める方式です。
8月上旬	家族向【ポイント方式】 単身向・シルバーピア【抽せん方式】	
11月上旬	家族向・単身向等【抽せん方式】	
2月上旬	家族向【ポイント方式】 単身向・シルバーピア【抽せん方式】	

(2)【家族向・単身者向】毎月募集(抽せん方式)

毎月中旬頃に募集します。
 詳しくは、東京都住宅供給公社ホームページでお確かめください。

東京都住宅供給公社ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

(3)【家族向】随時募集(先着順方式…オンラインで申し込ただけです。)

定期募集(年4回)および毎月募集で申込のなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。
 詳しくは、公社ホームページ(同上)でお確かめください。

随時募集専用ダイヤル ☎ 03-5467-9266

(4)【家族向・単身者向】地元割当(抽せん方式)

板橋区内にお住まいの方を対象に板橋区内の都営住宅を5月下旬・11月下旬に募集する予定です。
 詳しくは、板橋区役所住宅政策課までお問い合わせください。 ☎ 03-3579-2187

都民住宅・その他の住宅の募集案内

☆区営住宅や都営住宅の所得基準を超過する方は、次の住宅への申込みをご検討ください。

- 都民住宅
 - ・東京都施行型
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894
 - ・東京都住宅供給公社施行型
東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
- 公社住宅
 - ・東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
- UR賃貸住宅
 - ・UR都市機構
賃貸住宅募集案内総合窓口 ☎ 0120-411-363

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

ご注意

- ① 平成 23 年 4 月 1 日から公募にかかる事務の一部を、指定管理者である株式会社 東急コミュニティーが行っています。
- ② この「住宅募集のご案内」（本冊子）は、**抽せん結果のお知らせ** がお手元に届くまで、大切に保管してください。

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。